

ID: 1608

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	特例計画相談支援給付費の支給		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の18第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の18第1項の規定による。 (特例計画相談支援給付費) 第51条の18 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援（第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日